

農地集積への支援

出し手に対する支援

- 経営転換協力金**  
 土地利用型農業からの経営転換やリタイアする農業者などが貸し付けにより「地域の中心となる経営体」に農地を提供する場合、面積に応じて協力金を交付します
- 分散錯圖解消協力金**  
 中心となる経営体への農地の連坦化に協力する農家に協力金を交付します

受け手に対する支援

- 規模拡大交付金**  
 農地利用集積円滑化団体、または農地保有合理化法人を通じて経営規模を拡大する場合、面積に応じて、交付金を交付します

新規就農者への支援

自ら独立して農業を開始する人

- 青年就農給付金（経営開始型）**  
 就農してから5年度目まで、1人あたり年間150万円を給付します  
 ※給付金を除く総所得が250万円を超えたら給付停止
- 青年就農給付金（準備型）**  
 農業技術の研修中に、1人あたり年間150万円を給付します  
 ※最長2年間

新規就農者を雇用する農業法人など

- 農の雇用事業**  
 研修に要する経費や、先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成します

※それぞれの支援の対象や交付単価など、詳細については問い合わせください



農地の「未来の設計図」づくりを支援します  
**人・農地プラン** 地域の農地のこと、  
 地域で話し合ってみませんか

- 問 = 農業振興課 TEL 23-0300
- 須木庁舎地域整備課 TEL 48-3131
- 野尻庁舎地域整備課 TEL 44-1100
- J A 本所農業企画室 TEL 23-1676

まだまだある その他の支援

**スーパーL資金（融資）の5年間無利子化**  
 「人と農地の問題」の解決に向けて、経営規模の拡大などに意欲的に取り組む皆さんの資金調達を支援します

**農業用機械などの導入支援**  
 「人と農地の問題」の解決に向けて、地域の中心となる経営体の皆さんの農業用機械などの導入を支援します

なる経営体への農地集積や、分散化した農地の連坦化が円滑に進むことを支援するために、農地集積に協力する人に協力金を交付するものです。  
 また、「人・農地プラン」に位置づけられていない人や法人に対しても、農地の受け手に対する規模拡大交付金や、農業法人

地域の高齢化や農業の担い手不足が心配されています。「人・農地プラン」は、そういった課題を解決するために地域が話し合って作る「未来の設計図」です。  
 今、全国の「人と農地の問題」を抱える地域でプランづくりが始まっています。市ではJ Aこばやしと連携し、地域のプランづくりを支援します。

人・農地プラン地区別説明会		
日程	対象地区	会場
11月21日(木曜) 13時30分～	東方地区	J A北支所
	三ヶ野山地区	J A三ヶ野山出張所
11月22日(金曜) 13時30分～	真方地区	J A北支所
	東麓地区	J A野尻支所
11月25日(月曜) 13時30分～	小林地区(営農組合未設置地区)	J A西支所
	須木地区	ふるさとセンター
11月26日(火曜) 13時30分～	細野地区	南部いろり村
	永久津地区	J A北支所
11月27日(水曜) 13時30分～	三松地区	農村環境改善センター
	紙屋地区	市役所紙屋出張所

「人・農地プラン」は、初めから完璧なプランを作る必要はありません。  
**プランは随時変更可。まずは話し合いを**  
 地域に新たな担い手（新規就農者や後継者など）ができたとき、集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体ができるときや、農業経営を継続できないとして農地を手放す農家が生じたときなど、地域の状況が変化した場合には、随時見直すことができます。

**「人・農地プラン」の作成を支援します**  
 「人・農地プラン」は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える「人と農地の問題」について、地域の将来像を検討し、課題を抽出・解決していく計画です。  
 これは、平成24年度から始めた国（農林水産省）の事業で、人と農地の問題を抱える全国の地域でプランづくりが始まっています。  
 小林市も他の地域と同様に、高齢化や後継者不足で、耕作が困難になり、農地を任せたいと考える人が増える一方、農地が分散し、受け手にとつても、新たな農地の借り入れが難しいのが現状です。  
 このような状況を少しでも改善するため、市では、J Aこばやしと連携し、地域の話し合いの支援（「人・農地プラン」の作成（変更）を始めます。

11月に説明会を行いますので、ぜひ参加ください。（日程は左ページ）  
**プランの作成と関連する支援制度**  
 まず、地域で「今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか」「中心となる経営体へどうやって農地を集めるか」「地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）」などを話し合い、プランの原案を決定します。  
 その経営体が「人・農地プラン」に位置づけられると、さまざまな支援事業や制度を利用できます。例えば、「青年就農給付金」は、経営リスクを負う新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、就農から5年以内を上限として年間150万円の給付金を支給する制度。「農地集積協力金」は、「人・農地プラン」に向けた話し合いの中で、地域の中心と